

加入促進期間中

今なら加入金、
引き込み工事が

無料

お早めにお申し込みください

テレビが変わります。暮らしも変わります!!

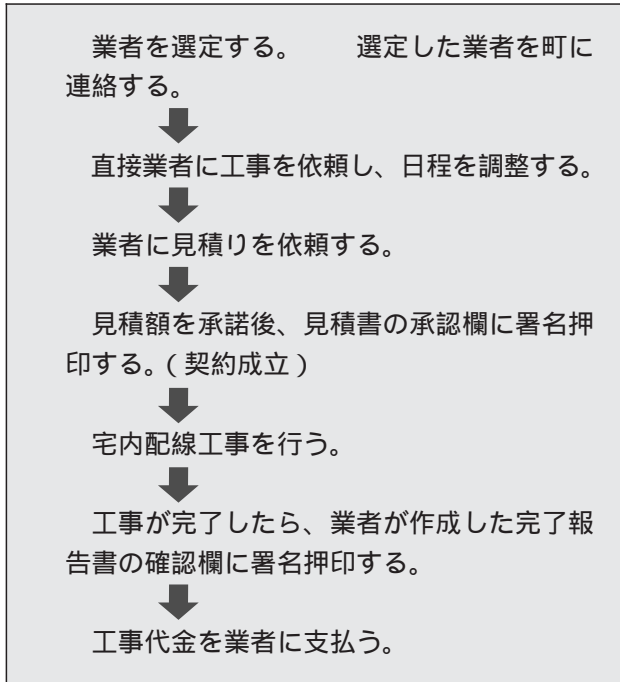
新しいケーブルテレビ

サービス開始に向けて

～平成21年4月供用開始予定～ 高度情報化推進室 Vol.37

☎92-1108 E-mail kjouhou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

表1 宅内配線工事の流れ



宅内配線工事を
お願いします

宅内配線工事が行える指定業者が決まりましたので、業者を選定のうえ、直接業者に依頼して日程を調整してください。宅内配線工事の流れは表1のとおりです。

なお、端末機器設置工事との日程調整のため、10月末までに選定した業者を町にお知らせください。

【業者選定上の注意点】

・指定業者一覧表から選定してください。

・どの業者に依頼して良いか

分らない場合は、町で業者を
あつせんします。

・新築等で、既に町の指導に基づき、宅内配線工事を完了している場合には、実施業者名をお知らせください。

・指定業者以外では宅内配線工事ができません。指定業者以外の業者を希望する場合には、業者に指定を受けてもらう必要がありますので、業者名をお知らせください。

【工事実施上の注意点】

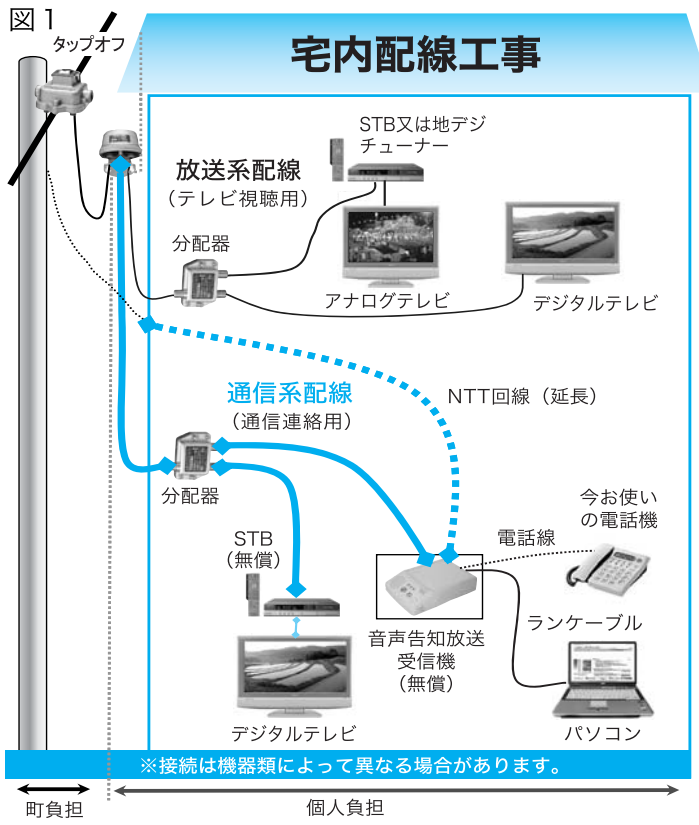
・通信系配線（通信連絡用）は、標準工事です。端末機器を接続しますので、必ず実施してください。

表2 宅内配線工事指定業者一覧表

| | 店名・屋号 | 代表者名 | 住所 | TEL | FAX |
|----|------------|-------|---------------|--------------|------|
| 1 | 有限会社磯電設 | 磯 洋一 | 那珂川町小川663-5 | 0287-96-3260 | 3735 |
| 2 | 奥田電機店 | 奥田 義夫 | 那珂川町小川2881-3 | 0287-96-2246 | 2701 |
| 3 | チーエス電気株式会社 | 佐藤 光廣 | 那珂川町小川745-1 | 0287-96-2067 | 2342 |
| 4 | 戸部電設 | 戸部 正男 | 那珂川町芳井396-19 | 0287-96-3945 | 2859 |
| 5 | 日進電気商会 | 鈴木 眞 | 那珂川町小川2430-1 | 0287-96-2560 | 4190 |
| 6 | 松岡電気商会 | 松岡 智充 | 那珂川町小川2712-2 | 0287-96-2676 | 4773 |
| 7 | 青木電機 | 青木 隆 | 那珂川町馬頭463-2 | 0287-92-2133 | 2133 |
| 8 | 有限会社岡崎電気 | 岡崎 延博 | 那珂川町北向田233-6 | 0287-92-4779 | 3386 |
| 9 | 黒川電設 | 黒川小四郎 | 那珂川町馬頭2079-8 | 0287-92-2232 | 1361 |
| 10 | 塚原電機 | 塚原 正幸 | 那珂川町馬頭294 | 0287-92-2556 | 2556 |
| 11 | 野口電機商会 | 野口 博 | 那珂川町馬頭491 | 0287-92-2212 | 1200 |
| 12 | 檜山電業社 | 檜山 裕之 | 那珂川町馬頭308 | 0287-92-2228 | 2228 |
| 13 | 佐藤ラジオ | 佐藤 美作 | 那珂川町大山田下郷1146 | 0287-93-0431 | 0431 |
| 14 | トランセンス株式会社 | 安齋 幸 | 宇都宮市岩曾町31-2 | 028-621-4002 | 4094 |

・放送系配線（テレビ視聴用）の工事は任意ですが、接続し
てある末端のテレビ映りが悪い
時には、工事が必要となる
場合がありますので、併せて

指定業者にご相談ください。
・宅内配線工事が引き込み線
工事より先に施工する場合は、
指定業者と相談して保安器の
位置を決めてください。



・屋外から室内への配線となるため、壁に穴を開けることがあります。

【工事の費用】

- ・通信系配線工事（標準工事）費は、概ね2万円程度ですが、条件により異なりますので、指定業者に見積りを依頼してください。
- ・なお、放送系配線工事費は別途費用となります。
- ・費用は個人負担となりますので、直接指定業者にお支払いください。

加入金及び引き込み工事費負担金の無料期間が延長されます

住民の福祉を向上させるため、住民の費用負担を軽減し、より多くの方がケーブルテレビを活用できるよう、加入金及び引き込み工事費負担金の無料期間が表3のとおり延長されます。

費用負担の軽減措置が実施されます

表3 無料期間延長後の取扱い

| 区分 | 期間 | 加入金 | 引き込み工事費負担金 |
|--------|-----------------------------|-----|----------------|
| 加入促進期間 | ～ H22. 3. 31 (供用開始後1年まで) | 無料 | 無料 |
| 通常期 | H22. 4. 1～ | 4万円 | 実費 (限度額6万円) |

め、ケーブルテレビを使用する行政サービスが受けやすくなるよう、表4の通り費用負担の軽減措置が実施されます。

該当する加入者は、申請により基本使用料、加入金、引き込み工事費負担金の減免及び通信系宅内配線工事費の助成が受けられますので、高度情報化推進室までご連絡ください。

表4 費用負担軽減措置の内容

| 項目 | 通常の内容 | 軽減措置 | 対象者の範囲 | 備考 |
|------------|-----------------|--------------|--------|-----|
| 基本使用料 | 月額1,600円 | 全額免除 半額免除 | 表5 | 実費分 |
| 加入金 | 4万円 | 全額免除 | | |
| 引き込み工事費負担金 | 実費 (限度額6万円) | 全額免除 | | |
| 通信系宅内配線工事費 | 加入者負担 (2万円～) | 町補助 | | |

表5 対象者の範囲（町内に住所を有し、次の基準に該当する加入者）

| 対象者 | 適用条件 |
|---------------------------------------|---|
| 公的扶助受給者世帯 | 生活保護世帯等 |
| 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯構成員 | 世帯全員が町民税非課税の場合 |
| 視覚・聴覚障害者 重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者） | 障害者が世帯主で、かつ、加入者の場合 |
| 高齢者世帯 | 世帯主が70歳以上の世帯（配偶者等の同居者がいる場合は、同居者全員が65歳以上）で、かつ、世帯全員が町民税非課税の場合 |
| 一人暮らし高齢者 | 満65歳以上70歳未満のひとり暮らし世帯で、かつ、町民税非課税世帯 |
| 町長が特に認めた者 | |

詳しい適用基準、申請方法等については、お問い合わせください。

CTB現行サービスの終了について

現在提供しているCTBのサービスは、平成21年3月31日で終了し、施設を撤去しますので、現在CTBに加入している、新しいケーブルテレビの加入申し込みが済んでいない方は、新たに申し込み手続きをお願いします。

なお、加入されない場合に

は、個人でアンテナを設置する必要があります。

オプションサービスの個別申し込み手続きをお願いします。

加入申し込みの際にオプションサービス（インターネット、IP電話等）を希望された方には、10月中旬ごろに個別申し込み書を郵送しますので、申し込み手続きをお願いします。